令和6年4月

令和6年度 施設等利用費の請求について(ご案内)

認証保育所、認可外保育施設、一時保育（ひろば型一時保育を含む。)、定期利用保育、病児・病後児保育、ファミリーサポート事業用

1. 施設等利用費とは

国の幼児教育・保育の無償化制度では、認可外保育施設（認証保育所を含む）等の保育料については、「施設等利用費」として上限額の範囲内で無償化されています。

施設等利用費は、保護者が保育料の全額をいったん施設や事業者に支払い、その後、区に請求することにより、交付（払い戻し）を受けることができます。

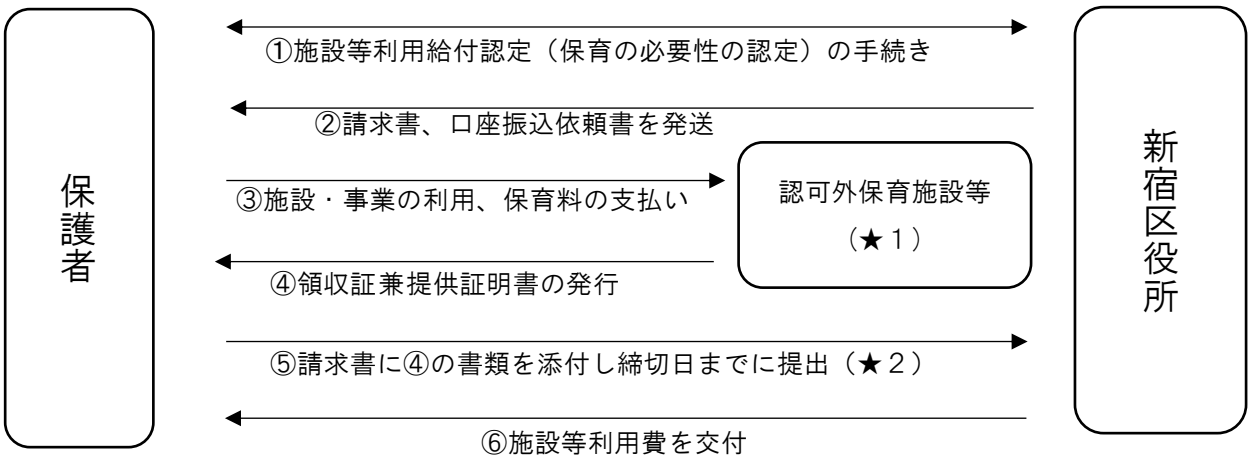

★１：認可外保育施設等…認可外保育施設（認証保育所を含む）のほか、一時保育（ひろば型一時保育を含む。)、定期利用保育、病児・病後児保育、ファミリーサポート事業を含みます。

★２：複数の施設・事業の領収証兼提供証明書等を組み合わせて請求することもできます。

2. 施設等利用費を請求できる方

施設等利用費を請求するためには、認可外保育施設等を利用する月の前月末日までに、新宿区から「施設等利用給付認定（保育の必要性の認定)」を受ける必要があります。

（※企業主導型保育事業を利用する場合は、認定は受けられません。）

【施設等利用給付認定の要件】

保育の必要性	クラス	課税状況	在園状況
あり	３歳～５歳児	―	認可保育園、認定こども園、幼稚園等の<u>在園児を除く。</u>
	０歳～２歳児	住民税非課税世帯	

※<u>施設等利用給付認定を受けていない場合は、施設等利用費を請求することはできません。</u>

施設等利用給付認定の手続き等については、保育課入園・認定係（区役所本庁舎２階 14 番窓口・電話：０３－５２７３－４５２７）にお問い合わせください。

3. 対象施設･事業所 ※

区市町村が確認した施設

→新宿区内の対象施設の一覧表は、新宿区のホームページに掲載しています。

※うち、認可外保育施設は、令和6年10月1日以降、**「認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書」**の発行を受けた施設が対象となります。

4. 交付上限額

・３歳～５歳児クラス：**月額37，000円**

・０歳～２歳児クラス（住民税非課税世帯）：**月額42，000円**

※ 食材料費や日用品、行事参加費等は施設等利用費の対象外です。
また、ファミリーサポート事業等のうち、送迎のみの利用も対象外です。

※ 認可外保育施設と一時保育の併用など、複数の施設・事業所を利用する場合も、上記の額が施設等利用費の上限額となります。

5. 請求に必要な書類

以下の書類すべてを、保育指導課給付係へ郵送していただくか、直接お持ちください。

① **施設等利用費交付請求書**

必要事項の**記入･押印**をしてください。

② **施設等利用費口座振込依頼書兼同意書（毎年度初回のみ）**

施設等利用費の振込先口座の**記入･押印**をしてください。

③ **領収証兼提供証明書【原本】（施設･事業所が発行したものです。）**

※正式には、「領収書証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」といいます。

※ 複数の施設・事業所を利用した場合は、上記４.の上限額の範囲内で、利用した施設・事業所すべてのものをご提出ください。

※ ③の書類がない場合は、施設・事業所が発行した保育料を支払ったことを証明する書類（領収証等）と、特定子ども・子育て支援提供証明書をあわせてご提出ください。

※ ファミリーサポート事業のみを利用した場合は不要です。

④ **活動報告書**（ファミリーサポート事業を利用した場合に限ります。）

☆施設等利用費交付請求書、施設等利用費口座振込依頼書兼同意書は、施設等利用給付認定通知を受けた翌月末日頃までにご自宅へお送りします。

（なお、令和６年３月から４月に認定を受けた場合は６月までに送付します。）

6. 請求の締切日とお支払いの時期（令和6年度分）

令和６年度における施設等利用費の支払いは４回の時期に分けて行います。
請求の締切日と支払日は以下のとおりです。

	第１期	第２期	第３期	第４期
請求できる月	６月分まで	９月分まで	12 月分まで	３月分まで
締切日	7/16（火）	10/15（火）	1/15（水）	4/15（火）
支払日	8/30（金）	11/29（金）	2/28（金）	5/30（金）

※締切日までに、必要事項が全て記入され、必要書類がすべて添付された請求書が、保育指導課給付係に到達している必要があります。

※各期での請求はそれ以前の分もまとめて請求できます。（令和６年度分に限ります。）
（例：第１期で請求できなかった場合、第２期のときに第１期の分をまとめて請求できます。）
※請求書及び添付書類に不備がある場合は、上表の支払日より後のお支払いになる可能性があります。

7. 令和4年度分及び令和5年度分の請求とお支払いの時期

令和４年度分及び令和５年度分の施設等利用費のお支払いの時期は請求書（必要事項が全て記入され、必要書類がすべて添付されているもの）が保育指導課給付係に到達した日の属する月の翌月末日となります。
例：6 月 1 日に保育指導課に到達した請求書は、7 月末日にお支払いとなります。

※対象の請求期間から２年が経過すると、消滅時効の満了により請求ができなくなりますのでご注意ください。（例：令和４年４月分の施設等利用費は、令和６年４月３０日までにご請求ください。）

8. 認証保育所･認可外保育施設の保育料助成（区独自の助成）

新宿区では、施設等利用費と別に、認証保育所や認可外保育施設を利用されている方を対象に、保育料の助成を行っています。
制度の詳細は、保育指導課給付係にお問合せいただくか、新宿区ホームページをご覧ください。
※ 新宿区ホームページの「新宿区サイト内検索」に「認証保育所」または「認可外保育施設」と入力していただくと、検索結果に各助成金のページが表示されます。

9. 問合せ先（請求書の提出先）

新宿区子ども家庭部保育指導課給付係（区役所第一分庁舎７階）
〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目５番１号
電話：０３-５２７３-４５８４（直通）　FAX：０３-３２０９-２７９５
※ファミリーサポート事業、ひろば型一時保育：子ども家庭支援課子育て支援係（新宿区立子ども総合センター・電話：０３－３２３２－０６９５）

※領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書の発行については、利用している施設にお問い合わせください。